

II. 平成19年度環境省財政投融資に関する要求の概要

1. 金融のグリーン化

(1) 環境ファンド等を通じた民間の資金の活用

- i 民間の貯蓄が環境対策に活用されるような資金の流れを作り出すため、広く民間の資金を集めて環境関連の投資を行おうとするファンドに対して、日本政策投資銀行が出融資を実施。
- ii 民間金融機関が環境配慮の観点から融資を行って得た債権を証券化して投資家に分売することを容易にするため、日本政策投資銀行が証券化のための特定目的会社（S P C）に対して出融資を実施。

(2) 環境配慮型企業に対する超低利融資の実施

企業の環境配慮への取組を促進するため、日本政策投資銀行が実施している環境配慮型企業に対する融資制度において、利子補給により超低利融資を実施。【予算要求】

2. 自動車NOx・PM法関連融資制度の拡充

中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫における自動車 NOx・PM 法関連の融資について、排出基準適合車への買換えに加え、既存車への NOx・PM 低減装置の装着を対象に追加。（日本政策投資銀行については、現行の融資制度で対応。）

3. 現行の融資制度の継続

日本政策投資銀行において、京都議定書目標達成計画促進事業、公害防止事業、廃棄物対策事業等のための融資を引き続き実施。

中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において、中小企業者に対する低公害車等の普及促進、大気汚染防止施設の整備等のための融資を引き続き実施。